

特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 検討状況について

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) の概要

令和5年4月28日成立、5月12日公布

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの) に関し、
①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
④ 通常相場に比若く低い報酬の額を不当に定めること
⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

「特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会」概要

趣旨

本検討会では、令和5年4月に成立した「特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）において、法の委任に基づき下位法令（政令・省令・指針）において定めることとされている事項（特定受託事業者の就業環境の整備に関する部分に限る。）の検討を行う。

※ 特定受託事業者の取引適正化に関する事項は、別途公正取引委員会の検討会において検討。

構成員

大下英和 日本商工会議所産業政策第二部長

大谷武士 全国中小企業団体中央会労働政策部長

鹿野菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

◎ 鎌田耕一 東洋大学名誉教授

○ 川田琢之 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

富高裕子 日本労働組合総連合会総合政策推進局長

布山祐子 日本経済団体連合会労働法制本部参事

平田麻莉 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事

山田康成 ひかり総合法律事務所弁護士

※五十音順、敬称略、◎は座長、○は座長代理

（オブザーバー）内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、公正取引委員会、中小企業庁

開催状況

【第1回】令和5年9月11日 今後の進め方について等

【第2回】令和5年9月29日 関係団体へのヒアリング

（日本フードデリバリーサービス協会、ITフリーランス支援機構、スポーツユニオン、全国建設労働組合総連合）

【第3回】令和5年10月3日 関係団体へのヒアリング

（日本リラクゼーション業協会、緊急事態舞台芸術ネットワーク、全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、日本アニメーター・演出協会）

【第4回】令和5年10月31日 検討事項について①

（育児介護等に対する配慮、ハラスメントの体制整備関係）

【第5回】令和5年11月6日 検討事項について②

（募集情報の的確表示、中途解除等の事前予告・理由開示、継続的業務委託関係）

【第6回】令和5年12月25日 検討事項について

【第7回】令和6年2月16日 検討事項について

※ 検討会でのヒアリングのほか、出版・イラスト・漫画業界、映画・放送・アニメ業界、芸能業界、IT業界、スポーツ業界、運送業界、建設業界等の様々な業界団体等（45団体）へのヒアリング等を踏まえて検討。

「特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会」の検討状況

令和6年2月16日第7回特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会「資料1 これまでの議論を踏まえた政省令等の論点と方向性について」「資料2 これまでの議論を踏まえた指針の方向性について」の主な内容は以下のとおり。引き続き検討会において議論予定。

募集情報の的確表示（法第12条）

特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、募集情報について虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない（法第12条）。

（1）的確表示義務の対象となる募集情報【政令】

- ① 業務の内容（成果物（給付）又は役務提供の内容、業務に必要な能力又は資格、検収基準、成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲、違約金に関する定め等）
- ② 就業の場所、時間及び期間に関する事項（就業場所・時間、納期、期間等）
- ③ 報酬に関する事項（報酬の額（算定方法を含む。）、支払期日、支払方法、交通費や材料費等の諸経費、成果物の知的財産権の譲渡・許諾の対価等）
- ④ 契約の解除・不更新に関する事項（解除事由、中途解除の費用等）
- ⑤ 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項（名称・業績等）

（2）募集情報の提供方法【省令】

新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布（法定事項）のほか、

- ① 書面の交付、② ファクシミリ、③ 電子メール等（SNSを含む。）
- ④ 放送、有線放送、自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法（テレビ、ラジオ、インターネット上のオンデマンド放送、自社のホームページ、クラウドサービス等）

（3）特定業務委託事業者が講ずべき措置【指針】

- 募集情報に係る虚偽の表示の禁止、誤解を生じさせる表示の禁止の内容
- 他の事業者に募集を委託する際は、当該他の事業者が虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしていることを認識した場合、情報の訂正の依頼とともに、情報の訂正をしたかどうか確認しなければならないこと 等

（4）特定業務委託事業者による望ましい措置【指針】

- 募集情報の提供の際は、（1）の事項を可能な限り含めて提供すること、併せて、募集に応じた者に対しても（1）に掲げている事項を明示するとともに、当該事項を変更する場合には変更内容を明示することが望ましいこと

育児介護等の配慮（法第13条）

特定業務委託事業者は、継続的業務委託（政令で定める期間以上行う業務委託）について、妊娠、出産、育児、介護と業務を両立できるよう、特定受託事業者からの申出に応じて必要な配慮をしなければならない（法第13条）。

（1）継続的業務委託の期間は「6ヶ月以上」とすること【政令】

- ※ 契約の更新の場合、業務委託の期間は、最初の業務委託をした日を始期、最後の業務委託の給付完了予定日を終期として算定し、①一の業務委託の終期の翌日から次の業務委託の始期の前日までの間が1ヶ月未満、②契約主体が同一であり、給付又は役務の提供の内容が一定程度の同一性を有すること、が必要。

（2）育児介護等の配慮の内容【指針】

配慮の申出があった場合には次の①～④の配慮をしなければならない。

- ① 配慮の申出の内容等の把握
- ② 配慮の内容又は取り得る選択肢の検討
- ③ 配慮の内容の伝達及び実施
- ④ 配慮の不実施の場合の伝達・理由の説明

- ※ 育児介護等の配慮が円滑に行われるようにするため、特定受託事業者が申出をしやすい環境を整備しておくことが重要。

（3）育児介護等の配慮の具体例【指針】

- 妊娠に起因する症状により急に業務に対応できなくなる場合について相談したいとの申出に対し、そのような場合の対応について予め取決めをする
- 子の急病により作業時間を確保できなくなったことから納期を短期間繰り下げたいとの申し出に対し、納期を変更する
- 介護のために特定曜日にオンラインで就業したいとの申し出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整する
- ※再委託の場合には、元委託事業者に対して調整を依頼することを含む。

（4）特定業務委託事業者による望ましくない取扱い【指針】

- 特定受託事業者からの申出を阻害すること
- 特定受託事業者が申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うこと

「特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会」の検討状況

ハラスメントに係る体制整備（法第14条）

特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメントにより、特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

（1）業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントとなる言動の対象事由【省令】

- ① 妊娠したこと、出産したこと
- ② 妊娠、出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと、行えなかったこと、業務の能率が低下したこと
- ③ 妊娠、出産に関し法第13条の配慮の申出をし、又は配慮を受けたこと

（2）業務委託におけるハラスメントの内容【指針】

セクシュアルハラスメント	○対価型セクシュアルハラスメント ○環境型セクシュアルハラスメント ○「性的な言動を行う者」には特定業務委託事業者に限らず、業務委託契約を遂行するにあたり関係性が発生する者（例えば、取引先等の労働者、協力して業務を遂行することが想定される他の個人事業者、顧客等）もなり得る
妊娠、出産等に関するハラスメント	○状態への嫌がらせ型 ○配慮申出等への嫌がらせ型
パワーハラスメント	○業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③特定受託業務従事者の就業環境が害されるもの ○類型は、身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害

（3）特定業務委託事業者が講ずべき措置【指針】

- ① 特定業務委託事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いをされない旨の周知啓発）

（4）業務委託に係る契約交渉中の者に対する言動に関し特定業務委託事業者が行うことが望ましい取組の内容

- （3）①の方針の明確化等を行う際に、同様の方針を併せて示すこと
- 当該契約交渉中の者から相談があった場合には、（3）の措置も参考にしつつ必要に応じて適切な対応を行うよう努めること

（5）他の事業者等からのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し、特定業務委託事業者が行うことが望ましい取組【指針】

- 他の事業者等からのパワーハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に対し、例えば以下の取組みを行うこと
 - ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ② 被害者への配慮のための取組
 - ③ 被害を防止するための取組
- 元委託事業者等に対してハラスメント対策に関する協力を求めること

中途解除等の事前予告（法第16条）

特定業務委託事業者は、継続的業務委託を解除（不更新を含む）しようとする場合は、例外事由に該当する場合を除き、30日前までに予告しなければならず、予告日から契約満了日までに契約の解除の理由の開示を請求された場合には遅滞なく開示しなければならない。

（1）継続的業務委託【政令】※育児介護等の配慮と同じ。

（2）事前予告の方法、理由開示の方法【省令】

- ① 書面の交付、②ファクシミリ、③電子メール等（SNSを含む。）

（3）事前予告の例外事由【省令】

- ① 災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合
- ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由に基づいて直ちに契約を解除する必要が認められる場合
- ③ 再委託の際の元委託者からの契約の全部又は一部の解除等により、当該特定受託事業者の業務の大部分が不要となってしまう等、直ちに契約を解除せざるを得ない場合
- ④ 契約の更新により継続して業務委託を行う場合又は基本契約が締結されている場合であって、業務委託の期間が短期間（30日間以下）である一の契約（個別契約）を解除しようとする場合
- ⑤ 基本契約が締結されている場合であって、特定受託事業者の事情により相当な期間、個別契約が締結されていない場合

（4）理由開示の例外事由【省令】

- ① 第三者の利益を害するおそれがある場合
- ② 他の法令に違反することとなる場合

（5）解釈通達やリーフレット等において明記すべき事項